

東京都千葉福祉園

I 施設概要

所在地	千葉県袖ヶ浦市代宿8番地
-----	--------------

事業種別			定員	
指定 管理 事業	第1種社会福祉事業	障害者支援施設	生活介護	320人
			施設入所支援	320人
	第1種社会福祉事業	福祉型障害児入所施設		48人
	第2種社会福祉事業	短期入所事業		6人

※福祉型障害児入所施設については、18歳以上の入所者がいるため、障害者支援施設としての指定を併せて受けている。

II 平成30年度の運営方針

利用者本位のサービスの向上に努め、人格と意思決定を尊重し、豊かな日常生活又は社会生活の実現に向けての施設運営を徹底する。全職員が連携・協力して利用者の状況に応じた良質なサービスの提供及び安全・安心の確保に努める。また、地域ニーズを的確に捉え、積極的に地域と連携・協力し地域福祉の増進や社会への貢献に努めていく。

1 利用者本位のサービスの徹底

利用者が安心して生活し、豊かな日常生活又は社会参加ができるよう、希望する生活や課題を丁寧に把握するとともに、医師、看護師、心理職、理学療法士、言語聴覚士、栄養士等の専門的見地からの所見を得て、個別支援計画を策定し、個々の状況に応じた質の高いサービスを提供する。

2 地域生活移行の推進

地域生活への移行を希望する利用者に対し、保護者の理解を得て協力を得ながら、関係機関と連携して積極的に移行を推進する。

3 職員の資質向上

質の高いサービスを継続的に提供するため、OJTの推進、職場内外での研修の充実強化、自己啓発支援制度の積極的な活用を図り職員の資質向上に取り組む。また、全職員を対象に「支援姿勢・方法等のセルフチェック」を実施し、職員倫理綱領と人権ガイドラインの周知徹底を図る。

Ⅲ 実施計画

成人施設では、平成29年度末現在、利用者の平均年齢は60歳(50歳以上82%、65歳以上33%、最高齢者84歳)、障害支援区分5及び6の者と行動障害者を合わせた割合が68%を超え、高齢化・障害の重度化が進んでいる。

児童施設では、学齢児の63%が措置入所である。被虐待児童や発達障害、虞犯等の支援困難な児童の入所が増加しているため、心理職等による専門的支援を必要としている。また、18歳以上の過年齢児が35%を占めている。

平成30年度は、上記の状況を踏まえ、以下の事項に重点的に取り組む。

1 質の高いサービスの提供

(1) 日中活動・生活環境の充実

ア 日中活動の充実

生きがいを感じ楽しい毎日を送れるよう、利用者の状況や興味に沿ったメニューの充実を図る。自立・就労に向けた活動や高齢・行動障害などを有する利用者の特性に応じた活動などを設定し、センタープログラム、寮プログラム、療法サービスとして提供する。

寮プログラムは、多様で質の高い活動とするためガイドラインを策定するとともに、活動支援グループにおいて企画・指導を行うことで、統一性・質の確保を図る。

日中活動	センタープログラム	
	①一日科・半日科	平日
	②クラブ活動 ③集合的プログラム	月1回(民謡・音楽・スポレク・ビデオ等) 年7回
	寮プログラム	外出・手芸・高齢者体操等
	療法サービス	心理療法、理学療法、言語聴覚療法

イ 食生活の充実

利用者が、豊かで潤いのある食生活を送れるように、出張調理やお好み献立、出前寿司・刺身、郷土料理などの多様なメニューを提供する。また、利用者の食形態の定期的な点検を行うとともに、介護食形態の充実を図る。

ウ 居住環境の充実

利用者の高齢化や行動障害に対応できるように、設備の改修や介護機器の導入等を各寮の緊急度に応じて計画的に実施する。

(2) 専門的な支援の充実

心身機能の改善・維持及び低下軽減のため、心理職員、理学療法士、言語聴覚士による療法サービスを計画的に実施する。

また、療法職員と寮職員が連携し、寮プログラムにおいて介護予防・誤嚥予防等健康増進に向けたプログラムの充実を図る。

* 心理職員による利用者へのケア

		(備考)
個別療法 実施人数	延べ 700人	心理療法、知能検査、相談・助言他

* 理学療法士による療法サービス

個別療法 実施人数	延べ 1,000人	機能訓練、検査、補装具、相談・助言他
--------------	--------------	--------------------

* 言語聴覚士による療法サービス

個別療法 実施人数	延べ 500人	口腔機能訓練、コミュニケーション訓練
--------------	------------	--------------------

(3) 地域生活移行への取組強化

ア 成人

園内での「つばめ」「ひばり」「まいほうむ」の地域生活体験寮の利用や、都内や近隣のグループホームの見学会を実施する。必要に応じてグループホームの体験入居を実施し、地域生活移行に向けて取り組む。

イ 児童

個々の児童の意向や課題を踏まえたサービス等利用計画に基づき、児童相談所、福祉事務所、学校、病院等の関係機関との連携を図りながら、施設見学・体験入寮の実施等の段階を踏み、着実に地域生活移行を推進する。また、過年齢児においては、児童福祉法の趣旨を踏まえ、家族・成年後見人等の理解と協力を得ながら地域生活移行等を実施機関とともに進める。

* 地域生活移行

	成人	児童	
		18歳以上	18歳未満
自活訓練事業等実施者数	2人	0人	5人
地域生活移行者数	1人	2人	3人

(4) 家族再統合へ向けた取組強化

児童相談所、学校、病院等の関係機関と連携するとともに、当園や児童相談所の心理職員等からの助言を得て、支援の方向性について職員間の意見交換と情報の共有化を図る。また、保護者との信頼関係を築くため、児童相談所や施設内での面会、交流の機会を設定し、家族再統合を着実に推進する。

2 サービス内容の検証・改善

(1) 福祉サービス第三者評価の活用

平成29年度は、「障害者支援施設」、「短期入所」、「福祉型障害児入所施設」の3事業について第三者評価を受審し、全ての項目で基準を満たしているとの評価を得た。

特に良い点としては、「地域向けの講演会を実施する等、地域公益活動の充実が進められている。」、「言語聴覚士の配置等により、利用者の高齢化に対応できる体制構築を図っている。」、「利用者の特性やADLに適して各寮の再編成を行う等、一人ひとりの特性に合わせた生活支援に努めている。」ことなどが評価された。

改善事項としては、「各種手順書やマニュアルの定期的な検証体制の整備」、「利用者の羞恥心に配慮が必要な状況の再検証とさらなる意識向上」、「マニュアルに基づいた服薬支援方法の徹底」などの指摘を受けた。今後は、これら指摘内容について、各種委員会等で改善策を策定し、改善に向けて計画的に取り組んでいく。

平成30年度も福祉サービス第三者評価を受審し、引き続き、サービス向上に努めていく。

(2) 苦情解決制度の充実

第三者委員による苦情相談受付及び苦情解決委員会を定期的を開催し、利用者や家族等の苦情に適切に対応する。委員は男女各2人を選任し、各委員が寮や日中活動の場に出向いて相談にあたるなど、より相談しやすい環境作りに取り組む。

また、園職員による月2回の利用者苦情相談も継続して実施し、苦情への迅速な対応と利用者の要望を積極的に反映する。

第 三 者 委 員	相談実施回数
4人（弁護士、近隣NPO法人代表、近隣自治会役員）	年4回

(3) 利用者満足度調査

平成29年度の成人施設は、職員の接遇に関する調査を実施した。利用者の約7割、保護者・成年後見人の約9割から好意的な評価をいただいた。また、感謝の言葉や職員を気遣う内容が多かった。引き続き、接遇の向上に努めていく。

児童施設は、余暇活動に関する調査を実施した。余暇時間は楽しく過ごせている児童がほとんどであることが分かったが、新たな余暇時間の過ごし方の希望も出ており、今回の結果を今後の余暇支援へ反映させていく。

平成30年度は、利用者サービスの更なる改善に資するため下記の調査を実施する。

実 施 内 容	実施時期
成人：居住環境について	平成30年8月から10月

児童：食事について	平成30年12月末
-----------	-----------

3 公的な役割の強化

(1) 特別な支援が必要な利用者の受入れ

ア 成人施設においては、利用者の高齢化、建物の老朽化等を踏まえ、寮の再編成等を行うため、平成27年8月から新規の受入れを停止している。

短期入所事業においては、家庭での支援困難者や精神科病院からの退院者等のニーズに応えるため、福祉事務所と調整を図り受入れを決定する。

イ 児童施設においては、虐待等による緊急一時保護児童、愛着障害、情緒・行動上の問題、精神疾患等を抱える児童、他施設での支援が困難なため措置変更された児童等、特別な支援が必要な児童を積極的に受け入れる。

(2) 専門的な支援技術等の普及啓発

大学・短期大学・専門学校の保育士等の次代を担う実習生及び高校生のボランティア体験を受け入れ、福祉人材の育成に寄与する。また、保育実習受入予定の学生を含めた施設見学及び体験実習等も実施する。

事 項	延人数	内訳
施設実習	450人	通年
見学実習	15人	通年
高校生ボランティア体験	10人	7月

4 人材確保・育成の充実強化

(1) OJT 推進体制の強化

チューター制度を活用し、新任職員の育成を図る。また、各種委員会への参画や寮責任者補佐制度の活用等により、事業団職員の育成に取り組む。

(2) 計画的・効果的な研修の実施

研修計画に基づき、園の課題を踏まえた、職層別研修や目的別研修を効果的に実施する。また、事例研究発表会や研修報告会を活用し、支援技術の共有化を図る。さらに、民間施設への派遣研修や外部専門研修への参加を積極的に推奨し、利用者支援技術の向上を推進する。

研 修 内 容	対象者	実施時期
新任研修、OJT研修（スキル伝承含む）	新任・転入職員	4月
園内体験研修「園ナカ留学」	新任・転入職員	8月から
チューター制度	新任・転入職員	通年

チームリーダー研修	2級職・都派遣職員	年1回
包括的暴力防止プログラム研修(CVPPP)	全職員	年2回
介護技術研修	全職員	年2回
口腔ケア研修	全職員	年2回
整形外科リハビリテーション研修	全職員	年1回
認知症研修、精神科研修、感染症研修	全職員	各年1回
児童精神科研修	全職員	年1回
救急救命研修	全職員	年3回
事例研究発表会	全職員	年1回
福祉セミナー	全職員、他施設職員等	年1回
スーパーバイズ研修	全職員	年1回
施設派遣研修	全職員	通年
研修報告会	全職員	年2回
自主研修の奨励(SDS)	全職員	随時

5 運営体制の強化

(1) 権利擁護（虐待防止）の取組強化

利用者本位のサービス提供や利用者の安全・安心な生活の確保のための更なる意識啓発に向け、組織としての『虐待や暴力は絶対しない・許さない・起こさせない』取組としてセルフチェックを実施し、日々の支援の振り返りを行う。また、虐待防止啓発ポスターの掲示に加えて、事例を活用した意見交換を実施するなど多様な取組により職員の意識向上を図る。

(2) 外部専門家、外部医師等との連携

虐待防止対策としての弁護士的外部委員への登用とともに、利用者の高齢化・障害の重度化に対応できる人材の育成に向けた介護保険事業者や医師等の研修講師への招聘、専門研修への積極的な受講推進などを通して、外部専門家、外部医師等との連携を図る。

(3) 個人情報保護、情報セキュリティ対策の徹底

園の情報セキュリティ組織体制の下、事業団個人情報保護規程等に基づき、個人情報の適正な収受・保管・施設内利用、USBメモリー等の限定使用・施設外持ち出し禁止、情報端末の一元管理などにより、個人情報の漏えい・不正使用の防止の一層の徹底を図る。

(4) リスクマネジメントの徹底

リスクマネジメント委員会において、ヒヤリ・ハットや事故の未然防止に向けた対応策・改善策の検討・実施・事後検証を行い、同種の事故等の未然防止に向けて組織的に取り組む。

インフルエンザやノロウィルスなど感染症や食中毒の防止に向け、予防策を徹底するとともに、マニュアルに基づき迅速かつ適切に対応できる体制を整備し、感染拡大の防止に努める。

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
リスクマネジメント委員会	年4回 随時	ヒヤリ・ハット、事故事例の収集分析や再発防止策の検討
救急救命講習会	年3回	AED/止血法（医師・看護師2回、消防1回）
交通安全講習	年1回	運転マナー、交通法規遵守等（警察署）

(5) 災害・防犯対策の取組強化

大規模災害発生時の利用者・職員の生命及び安全確保と施設機能の維持のため、「千葉福祉園事業継続計画及び対応マニュアル」に基づき、定期的な訓練や食糧等の備蓄を確実に行うほか、参集及び給水・炊き出し訓練などを実施する。

また、しいの木特別支援学校と防災協定を維持継続するとともに、地元自治体や近隣の福祉施設と連携協力していく。

不審者等の防犯対策について、警察等関係機関と連携して必要な対応を進める。

事 項	実施回数等	内容等
総合防災訓練	年2回	避難訓練、消火訓練（消防署）、給水・炊き出し訓練
ブロック・寮別訓練	月1回	避難訓練、消火訓練

(6) 働きやすい職場環境の整備

「報告」、「連絡」、「相談」を基本として、職員間のコミュニケーションによる風通しの良い職場づくりを図る。

ア 利用者の高齢化・障害の重度化に伴い増加する職員の介護負担を軽減するため、介護機器を段階的に導入するとともに、手順を明確にし、働きやすい職場環境を整える。

イ 管理監督者等は職員個々の置かれている状況に配慮し、職員がいつでも相談できる職場づくりに取り組む。また、研修報告やセルフチェック等を題材にして職員間で意見交換を行う機会を設定するなど、コミュニケーションの活性化を図る。

ウ ストレスチェックの実施などのメンタルヘルス対策により、心身ともに健康に働ける職場環境の整備に努める。

(7) 効率的な施設経営の実施等

業務の見直しや契約内容の精査などに努めるとともに、経営状況の把握や経営改善に向けた情報共有・検討を行うなど、自立的経営に向けた体制の整備を進める。

また、節電対策や温暖化対策等の環境に配慮した取組を推進する。

(8) 「部門長・グループリーダー制」への円滑な移行

当面は都派遣職員がポストを担うことになるが、将来のポスト配置に向けて、事業団職員に寮責任者や寮責任者補佐の職務経験を積ませるとともに、各種委員会への積極的な参画等により、組織運営を担う人材に必要な知識の習得と経験の蓄積を図る。

6 地域ニーズへの対応

(1) 地域における公益的な取組

地域住民・団体等を対象に、障害あるいは加齢に伴う身体機能の低下に対する対応をテーマとし、園の保有する人材・情報を活用した講習会等を実施して、地域の高齢者・障害者等を支援する取組を行う。

(2) 地域生活を支えるサービスの充実

介護疲れや病気などを理由とする一時的な家族のニーズに応えるため、短期入所事業を6人定員で実施していく。

また、近隣市のニーズへの対応を強化するため、他の君津圏域（木更津市・君津市・富津市）への対象地域拡大や、登録制の導入による緊急時の円滑な受入れを検討していく。

サービス内容	対象地域	利用者数
短期入所事業	都内全域・袖ヶ浦市・市原市（・木更津市・君津市・富津市）	1,533人

（＊目標利用率70%の数字）

(3) 多様な主体との連携

NPO、企業などと連携し、利用者の社会参加や地域社会との交流を促進する。また、社会福祉協議会・ボランティアセンター・学校などと連携し、地域のボランティアを積極的に受け入れ、利用者に対し多様なサービスの提供に努める。

事項	延人数	内容
ボランティアとの連携	800人	行事・利用者支援・日中活動支援 環境整備・集合的プログラム・クラブ活動
NPO等との連携	100人	体験入居・見学会・連絡会・外部事業の活用

(4) 地域との連携・協力関係の強化

近隣福祉施設の歯科診療の受入れや、近隣住民に対する施設開放、自治会等への行事備品の貸出しを継続する。また、施設で実施する行事や研修会などへの住民参加、地域行事や展覧会への参加・販売など地域と施設の相互交流を推進することにより、施設及び利用者に対する理解が深まり、地域に開かれた施設として運営できるよう連携・協力関係を強化する。

内 容	対象者・実施回数・参加者数等
地域の行事への参加	地域福祉フェスタ・手をつなぐ作品展等
展覧会への出品	長浦おかのうえ図書館作品展等
地域での生製品の販売	年4回 近隣スーパー駐車場にて
行事の招待、行事備品の貸出し	近隣施設・自治会・PTA 等
歯科診療の受入れ	近隣福祉施設
福祉セミナー・研修などへの受入れ	ボランティア団体・福祉施設関係者
袖ヶ浦市地域支援協議会	年6～8回
袖ヶ浦市介護認定調査会	毎月1回
君津圏域障害者グループホーム等 連絡協議会	君津圏域福祉施設関係者 年4回
地域連携会議	福祉行政関係、関係企業、就労系事業所、 特別支援学校、福祉施設関係者他 年2回
グラウンド・大運動療法室等貸出し	近隣福祉施設・スポーツ団体等
お花見会・園まつり	近隣住民・福祉施設関係者 延べ1,500人